

1. 開催日時 令和4年10月7日(金)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員24名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 15名

1 矢野 邦 男	2 渡 邊 節 夫			
	6 近 本 静 信	7 本 宮 勇		
	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義	12 竹 田 清 隆	
13 越 智 要		15 森 京 典		
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利		
	22 藤 原 清 久	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文	

欠席委員数 9名

3 大澤 穰 兒	4 戸 田 修 司	5 岡 林 興 通	8 長 野 健 二
9 越 智 幹 男	14 桑 田 誠	16 新 居 田 守	20 藤 本 博
21 野 間 義 郎			

4. 議事に関する職員

局 長	織 田 浩 史
次 長	渡 辺 修 三
次 長	二 宮 一 成
主 査	江 頭 好 治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第39号

議席の決定

議案第40号

所属小委員会の決定

議案第41号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～13）

議案第42号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

議案第43号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1）

議案第44号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～9）

議案第45号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号1～2）

報告第26号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～24）

報告第27号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～2）

報告第28号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1～2）

6. 議事録

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和4年度 第7回総会」を始めさせていただきたいと存じます。
本日は、委員24名中15名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。
- 議長 それでは、ただ今から「令和4年度 第7回総会」を開会いたします。
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。
まず、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。
今回は、議事録署名委員に7番（本宮委員）、23番（永井委員）、両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 議案の審議に入る前に、欠員となっておりました農業委員1名を補充するための推薦及び公募による募集を経て、藤原清久さんが、去る9月21日に市議会の同意を得て市長から農業委員として任命されましたことをご報告します。任期は、令和4年9月21日から令和5年7月19日までとなっております。
それでは、藤原委員さん一言ご挨拶をお願いします
- 藤原 （挨拶）
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第39号 議席の決定について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
今治市農業委員会会議規則第5条の規定により委員の議席を定めることが求められています。現在の議席は旧今治市からの地域順となっております。この基準によると、上浦地区の委員さんである藤原委員さんは、欠番となっている22番が議席となります。
なお、ページ右側に参考として在任する委員さんも含めた議席番号を掲げております。従前からの委員さんについては変更ございません。
以上で、説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全員 （意見、質問なし）
- 議長 原案どおり議席を定めることに、ご異議ございませんか。
全員 （異議なし）
議長 それでは原案どおり決定いたします。
- 議長 続きまして議案第40号 所属小委員会の決定について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。議案書2ページをお開きください。

農業委員の所属する小委員会については、今治市農業員会小委員会設置要領第3条の規定により総会において定める必要がございます。
藤原委員さんは上浦地区在住でありますので上浦地区を含む第6小委員会に所属すると定めようとするものでございます。なお、ページ右側に参考として従前からの委員さんも含めた所属小委員会を掲げております。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全員 (意見、質問なし)
議長 原案のとおり所属小委員会を決定することにご異議ございませんか。
全員 (異議なし)
議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
議案第41号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書3ページをお開きください。
議案第41号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は砂場町にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計679㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は新谷にある農地2筆で、登記地目は田、畑、面積は合計650㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は新谷にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計2,109㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は新谷にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,596㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は新谷にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は390㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は朝倉北にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は9,880㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 7] 申請地は波方町樋口にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 9 3 7 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 8] 申請地は菊間町西山にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 7, 3 0 7 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 9] 申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 2, 7 3 2 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 10] 申請地は伯方町叶浦にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5, 4 0 8 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 11] 申請地は伯方町北浦にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6, 4 2 3 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 12] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 4 1 1 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 13] 申請地は上浦町井口にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 3 0 3 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 3 ページから 4 ページまでの合計は、1 3 件、3 5 筆、面積 4 2, 8 2 5 m²となっております。地元委員さん 1 ~ 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全議員 (意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
全議員 (異議なし)
議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、
議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書5ページをお開きください。
議案第42号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は9筆で、地目は田、面積は合計3,791㎡で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1,507㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計563㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大ため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計943㎡で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大ため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は樹園地、面積は合計1,310㎡で、現在、柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大ため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号6] 譲受人は〇〇才の農業者兼飲食業、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計562㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大ため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号7] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計3,372㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局 続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。
農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから14ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
（意見、質問なし）
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書6ページをお開きください。
議案第43号は農地法第4条の規定による許可申請、第44号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第43号 受付番号1] 申請人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は田、面積は25㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
す。事業計画につきましては、申請人は、軽トラックや農機具の駐車スペースを確保するため、耕作地に近接する申請地を利用して、露天駐車場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和5年6月30日までに事業を完了する予定となっております。
続いて、議案書7ページをご覧ください。

[議案第44号 受付番号1] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は田、面積は437㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、勤務先に近い生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和5年6月30日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号2, 3, 4] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。
これら3件、受付番号2, 3, 4の譲受人は同一で再生可能エネルギー発電事業を営む法人、受付番号2の譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区国分2丁目の3筆で、地目は田、面積は合計2751.71㎡、受付番号3の譲渡人は会社員1名、申請地は桜井地区国分2丁目の1筆で、地目は田、面積は1312㎡で、受付番号4の譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は田、面積は1216㎡でございます。

これらの申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和5年2月15日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号5] 譲受人は公務員1名、会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は畑、面積は213㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市富田支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
事業計画につきましては、譲受人は現在市外にて借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、実家に隣接する申請地を父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号6] 譲受人は臨床工学技士1名、譲渡人は看護師1名、申請地は清水地区中寺の1筆で、地目は畑、面積は200㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、近隣にスーパーがあり生活環境のよい申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和5年4月30日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号7] 譲受人は建築業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は波方地区波方の2筆で、地目は田、面積は合計1964㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
事業計画につきましては、譲受人は、近年木材価格の高騰が続いており、安定した価格での建築物の供給が困難になっていることから、自社で木材を伐採・加工するための木材置場の確保が喫緊の課題となっており、また、工事に必要なコンクリート製品等の土木資材置場も不足しているため、県道に面し交通の便が良く、資材置場としての必要面積を満たす申請地を譲り受け、露天資材置場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和5年2月1日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号8] 譲受人は宗教法人、譲渡人は会社員1名、申請地は大西地区宮脇の1筆で、地目は畑、面積は1006㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供する

ことにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、神社境内地に駐車場が無く神事等の行事が開催される際には路上駐車が増加し危険な状態が続いているため、神社に近接する申請地を譲り受け、参拝者用の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9] 譲受人は建設業を営む法人、譲渡人は会社役員1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は309㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が洗車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、作業用車両の洗車場を確保するため、会社事務所に近接する利便の良い申請地を会社役員から使用貸借し、洗車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年9月15日で、許可日から令和4年12月10日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法許可申請書ごとの要件確認書の15ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 なお、議案第44号 受付番号2, 3については、合計転用面積が3,000㎡を超えるため、農業会議の意見を聴いたうえで知事に進達いたします。

議長 続きまして、
議案第45号 農業振興地域整備計画変更（除外）について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。
議案第45号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第45号 申請者は、転用者が行う農家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。
受付番号1]

[受付番号2] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。
（質問、意見なし）
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なし）
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書9ページから13ページの報告第26号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は24件の届出があり、取得事由は受付番号1は持分放棄、受付番号2から受付番号24は相続でありました。権利内容は全件、所有権でありました。
議案書14ページの報告第27号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は1,102㎡でありました。
報告第27号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第26号から第27号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。
続きまして、議案書15ページの報告第28号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[報告第28号
受付番号1] 令和4年8月22日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号2] 令和4年8月22日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (意見なし)
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全 員 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。